

○大網白里市小中池公園再整備基本計画検討委員会条例

令和4年9月29日条例第15号

大網白里市小中池公園再整備基本計画検討委員会条例

(設置)

第1条 市は、小中池公園の再整備基本計画（以下「再整備基本計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、大網白里市小中池公園再整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、再整備基本計画の策定に関し必要な調査審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係地区の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長の諮問に係る答申が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大網白里市小中池公園再整備構想検討委員会条例の廃止)

2 大網白里市小中池公園再整備構想検討委員会条例（平成29年条例第20号）は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「小中池公園再整備構想検討委員会委員長	日額
	小中池公園再整備構想検討委員会委員	日額

6,600円	を	「小中池公園再整備基本計画検討委員会委員長
6,100円		

日額	6,600円
日額	6,100円

に改める。